

水質基準に関する省令等の一部改正について 厚生労働省



厚生労働省は「水質基準に関する省令」「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正する省令を平成23年1月28日に公布しました。また、水質管理目標設定項目と要検討項目についても一部改正が行われました。どちらも平成23年4月1日から施行となります。

その概要は、以下の通りです。

①水質基準に関する省令

トリクロロエチレン:現行の「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に強化

②水道施設の技術的基準を定める省令

【薬品基準】【資機材材質基準】

トリクロロエチレン:現行の「0.003mg/L以下」から「0.001mg/L以下」に改正

③給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

【水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準】

トリクロロエチレン:現行の「0.003mg/L以下」から「0.001mg/L以下」に改正

【給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準】

トリクロロエチレン:現行の「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正

④水質管理目標設定項目

トルエン:現行の「0.2mg/L以下」から「0.4mg/L以下」に改正

ペンシクロン:現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改正

メタラキシル:現行の「0.05mg/L」から「0.06mg/L」に改正

ブタミホス:現行の「0.01mg/L」から「0.02mg/L」に改正

プレチラクロール:現行の「0.04mg/L」から「0.05mg/L」に改正

⑤要検討項目

過塩素酸:現行は目標値の設定がありませんが、改正により「0.025mg/L」に改正

当社は水道法第20条に基づく水質検査機関として厚生労働大臣登録を受けており、水道基準項目の分析において多くの実績があります。何かご不明な点ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2011年1月28日付 健水発0128第3号及び健発0128第3号

クロマト分析箇所 堀井義則